

「あんきもん」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商標法（昭和34年法律第127号）に基づき村がその権利を所有する「あんきもん」に係る商標（以下「本件商標」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の種類)

第2条 本件商標は、「あんきもん」に係る文字商標「登録第6135835号」及び図形商標「登録第6135836号」とする。

(本件商標の適用範囲)

第3条 本件商標を適用する指定商品の区分は、別表のとおりとする。

(使用の申請)

第4条 本件商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「あんきもん」商標使用許可申請書（第1号様式）に本件商標を使用しようとする商品の見本を添えて村長に提出し、原則として商品の販売開始又は役務の提出開始の前に許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 前項の場合において、申請者は、商品の見本を提出することができないときは、見本の提出に代えて、本件商標を使用する商品を確認することができる写真等を提出することができる。

(使用の許可)

第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、申請者に対し「あんきもん」商標使用許可書（第2号様式。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 村長は、前項の規定により許可をするときは、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第6条 本件商標の使用許可の期限は、使用許可を受けた日から起算して1年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて申請を行い、許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第7条 第5条第1項の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、本件商標の使用を中止しようとするときは、「あんきもん」商標使用中止届（第3号様式）を村長に提出しなければならない。

(使用許可の制限)

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって、商品の品質の誤認又は他者の業務に係る商品との混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 本件商標の使用によって、本件商標、風間浦村又はマスコットキャラクター「あんきもん」のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) その他本件商標の使用が適当でないと認めるとき

2 村長は、前項の規定により使用を許可しないことを決定したときは、申請者に対し「あんきもん」商標使用不許可通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第9条 村長は、使用者がこの要綱に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

2 村長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(遵守事項)

第10条 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品への使用又はその宣伝広告に際して、「®6135835」又は「®6135836」を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- (2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。
- (3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。
- (4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
- (6) 故意又は過失により村に損害を与えた場合、これによって生じた損害を村に賠償すること。
- (7) 村から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。

- (8) 本件商標の登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。
- (9) 他者による本件商標の無断使用など、問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに村に報告すること。

(無償使用)

第11条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合のキャラクターの使用は、無償とする。

- (1) 村が使用する場合
- (2) 村が使用を依頼する場合
- (3) 営利を目的としないPR、広報などに使用する場合
- (4) 国、地方公共団体、村で活動している団体等が、風間浦村のPRやイメージアップ等を目的として使用する場合
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (6) その他、村長が必要と認めた場合

(有償使用)

第12条 キャラクターを使用したオリジナル製品等を開発し、営利を目的として販売する場合は、有償とし使用料を徴収する。

(使用料の算定)

第13条 前条に規定する使用料の算定は以下のようを行う。

- (1) 使用承認された商品（以下「使用承認商品」という。）に対するライセンス使用料
 - ア 基本料金 使用承認商品一種類につき5,000円
 - イ 従量使用料金 使用承認商品ごとに、次の式により算出された金額
従量使用料金=A×B×C
A=使用承認商品の想定小売価格
B=使用承認商品の製造数
C=ライセンス料率（村との間で合意した料率）

(商品の公開)

第14条 村長は、本件商標及び商標の使用状況を広く周知するために、使用を許可した商品を村広報紙及び村公式ホームページ等において公開するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。